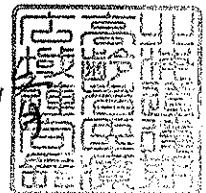


北海道後期高齢者医療広域連合監査委員の求めによる
出頭人に係る実費弁償に関する条例をここに公布する。

平成19年8月7日

北海道後期高齢者医療広域連合長 大場



北海道後期高齢者医療広域連合条例第27号

北海道後期高齢者医療広域連合監査委員の求めによる出頭人に係る実費弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第207条の規定に基づき、同法第199条第8項の規定により広域連合監査委員の求めに応じて出頭する関係人又は学識経験者等（以下「出頭人」という。）の実費弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(旅費相当額の支給)

第2条 出頭人に対しては、その要する旅費に相当する額を実費弁償として支給する。
2 前項の規定により支給する額は、北海道職員等の旅費に関する条例（昭和28年北海道条例第38号）の規定により6級の職務にある北海道の職員に支給される旅費に相当する額とする。ただし、日当は、旅程にかかわらず、その全額を支給する。

(実費弁償)

第3条 前条に定めるもののほか必要な経費があるときは、その実費を弁償することができる。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。